

相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）の改訂について（新旧対照表）

○ 新旧対照表

(1) ハードワイヤードアプローチ（公表停止等の予定発表後に変更契約を行うためのハードワイヤードアプローチの参考例（サンプル）については、新規に作成したものであることから記載は省略。）

| 新<改訂版（2021年1月29日）> | 旧<補訂版（2020年7月22日）> | 備考 |
|---|---|---|
| <p>第●条（参照レートの変更）</p> <p>(1) 次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本条において次に定める意味を有する。</p> <p>① 「関連監督当局等」とは、[ユーロ円LIBOR]に関して以下のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(a) LIBOR運営機関の監督当局</p> <p>(b) LIBOR運営機関の監督当局が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体</p> <p><u>(c) 日本銀行が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体</u></p> <p><u>[①-2「基準貸付期間」とは、基準金利を設定する指標とするため、借入申込書に記載される期間をいう。]</u></p> <p>② 「基準金利決定時点」とは、本契約に従い基準金利が決定される時点をいう。</p> <p>③ 「参照レート」とは、本契約上基準金利の決定において参照されるレートである[ユーロ円LIBOR]をいう。</p> <p>④ 「参照レート移行事由」とは、以下のいずれかに該当する事由をいう。</p> <p>(a) LIBOR運営機関、又は、LIBOR運営機関の監督当局、LIBOR運営機関の破綻・解散処理当局<u>も</u>しくはLIBOR運営機関に対する破綻・解散処理権限を有する管轄裁判所が、LIBOR運営機関が<u>[全ての基準貸付期間に対応するテナーの]</u>[ユーロ円LIBOR]の公表を他者に承継することなく恒久的に中止する予定である旨又は中止した旨を発表した場合（以下「公表中止事由」という。）</p> <p>(b) LIBOR運営機関の監督当局が、<u>[全ての基準貸付期間に対応するテナーの]</u>[ユーロ円LIBOR]が金利指標性（金利の決定に際して参照されるべき指標としての有用性をいう。以下同じ。）を失う予定である旨又は失った旨を発表した場合（以下「指標性喪失事由」という。）</p> <p>⑤ 「早期移行決定」とは、第3項に従った貸付人による決定をいう。</p> <p>⑥ 「早期移行事由」とは、貸付人が早期移行通知を行った[場合において、貸付人が借入人から書面による異議を受領せずに当該通知から[5/10]営業日が経過した]ことをいう。</p> <p>⑦ 「早期移行通知」とは、貸付人が早期移行決定を行った場合において、第5項(ii)に従い借入人に対し早期移行決定の内容（参照レートの変更の効力発生日及び代替参照レートを含む。）を告知するために行う書面による通知をいう。</p> <p>⑧ 「代替参照レート」とは、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点で利用可能な以下のレートのうち、以下に定める優先順位により最も上位となるものをいう。<u>[但し、第4号(a)又は(b)に定める[ユーロ円LIBOR]の公表の恒久的な中止の予定又は金利指標性の喪失の予定の発表により参照レート移行事由に該当することとなった場合であって、当該発表（これを補足もしくは追完するための発表を含む。）において当該中止又は喪失の予定日（以下「予定日」という。）が言及され、かつ、当該発表日から予定日までの間に[●ヶ月/●営業日]以上の期間が存するときは、予定日の[●ヶ月/●営業日]前の日（以下「代替参照レート決定日」という。）時点で利用可能な以下のレートのうち、以下に定める優先順位により最も上位となるものをいう（この場合、第10号における「参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点」は「代替参照レート決定日」と読み替えて適用する。）。]</u></p> <p>(a) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値</p> <p>(b) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値</p> <p>(c) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値</p> | <p>第●条（参照レートの変更）</p> <p>(1) 次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本条において次に定める意味を有する。</p> <p>① 「関連監督当局等」とは、[ユーロ円LIBOR]に関して以下のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(a) LIBOR運営機関の監督当局</p> <p>(b) LIBOR運営機関の監督当局が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体</p> <p>② 「基準金利決定時点」とは、本契約に従い基準金利が決定される時点をいう。</p> <p>③ 「参照レート」とは、本契約上基準金利の決定において参照されるレートである[ユーロ円LIBOR]をいう。</p> <p>④ 「参照レート移行事由」とは、以下のいずれかに該当する事由をいう。</p> <p>(a) LIBOR運営機関、又は、LIBOR運営機関の監督当局、LIBOR運営機関の破綻・解散処理当局<u>若</u>しくはLIBOR運営機関に対する破綻・解散処理権限を有する管轄裁判所が、LIBOR運営機関が[ユーロ円LIBOR]の公表を他者に承継することなく恒久的に中止する予定である旨又は中止した旨を発表した場合（以下「公表中止事由」という。）</p> <p>(b) LIBOR運営機関の監督当局が、[ユーロ円LIBOR]が金利指標性（金利の決定に際して参照されるべき指標としての有用性をいう。以下同じ。）を失う予定である旨又は失った旨を発表した場合（以下「指標性喪失事由」という。）</p> <p>⑤ 「早期移行決定」とは、第3項に従った貸付人による決定をいう。</p> <p>⑥ 「早期移行事由」とは、貸付人が早期移行通知を行った[場合において、貸付人が借入人から書面による異議を受領せずに当該通知から[5/10]営業日が経過した]ことをいう。</p> <p>⑦ 「早期移行通知」とは、貸付人が早期移行決定を行った場合において、第5項(ii)に従い借入人に対し早期移行決定の内容（参照レートの変更の効力発生日及び代替参照レートを含む。）を告知するために行う書面による通知をいう。</p> <p>⑧ 「代替参照レート」とは、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点で利用可能な以下のレートのうち、以下に定める優先順位により最も上位となるものをいう。</p> <p>(a) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値</p> <p>(b) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値</p> <p>(c) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値</p> | <p></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p></p> <p></p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>(追加)</p> |

| 新<改訂版 (2021年1月29日)> | 旧<補訂版 (2020年7月22日)> | 備考 |
|--|--|---|
| <p>【フォールバック・レート（本号(a)ないし(c)の(i)のレート）の文言案】</p> <p><u>(東京ターム物リスク・フリー・レートによる場合の文言案)</u> 株式会社QUICKベンチマークス（又はそのレートの管理を承継するその他の者）が公表する当該利息計算期間に対応した東京ターム物リスク・フリー・レート（もしくはその後継指標）</p> <p><u>(TONA複利（後決め）による場合の文言案)</u> [当該利息計算期間又はこれに対応する期間における無担保コールオーバーナイト物レートの実績値を日次複利で積上げる方法により算出され[たものとして貸付人が合理的に指定する情報ベンダー等により公示され]るレートを基に、利払日に実務上合理的な期間先立って利息を算出することを目的として貸付人が関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮した上で必要な調整を行った値]</p> <p><u>(TIBORによる場合の文言案)</u> 全銀協TIBOR運営機関（又は日本円の東京市場の銀行間取引金利の管理を承継するその他の者）が公表する当該利息計算期間に対応した日本円TIBOR（Telerate17097ページもしくはその承継ページ）（もしくはその後継指標）</p> | <p>【フォールバック・レート（本号(a)ないし(c)の(i)のレート）の文言案】</p> <p><u>(市中協議文書の選択肢（1）（O/N RFR複利（前決め）による場合の文言案)</u> 当該利息計算期間の直前の利息計算期間における無担保コールオーバーナイト物レートの実績値を日次複利で積上げる方法により算出され[たものとして貸付人が合理的に指定する情報ベンダー等により公示され]るレート</p> <p><u>(市中協議文書の選択肢（2）（O/N RFR複利（後決め）による場合の文言案)</u> 当該利息計算期間又はこれに対応する期間における無担保コールオーバーナイト物レートの実績値を日次複利で積上げる方法により算出され[たものとして貸付人が合理的に指定する情報ベンダー等により公示され]るレートを基に、利払日に実務上合理的な期間先立って利息を算出することを目的として貸付人が関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮した上で必要な調整を行った値</p> <p><u>(市中協議文書の選択肢（3）（ターム物RFR金利（スワップ）による場合の文言案)</u> 当該利息計算期間に対応した、日本円オーバーナイト・インデックス・スワップに関する市場データに基づいて構築される指標（又はその後継指標）[で貸付人が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるもの]</p> <p><u>(市中協議文書の選択肢（4）（ターム物RFR金利（先物）による場合の文言案)</u> 当該利息計算期間に対応した、無担保コールオーバーナイト金利先物の価格に基づいて構築される指標（又はその後継指標）[で貸付人が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるもの]</p> <p><u>(市中協議文書の選択肢（5）（TIBORによる場合の文言案)</u> 全銀協TIBOR運営機関（又は日本円の東京市場の銀行間取引金利の管理を承継するその他の者）が公表する当該利息計算期間に対応した日本円TIBOR（Telerate17097ページもしくはその承継ページ）（もしくはその後継指標）</p> | <p>(削除)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> |
| <p>(d) (i)貸付人が、[関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮した上で]適切と認め、借入人に通知するレート及び(ii)代替参照レート調整値の合計値</p> | <p>(d) (i)貸付人が、[関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮した上で]適切と認め、借入人に通知するレート及び(ii)代替参照レート調整値の合計値</p> | |

| 新<改訂版 (2021年1月29日)> | 旧<補訂版 (2020年7月22日)> | 備考 |
|---|--|---|
| <p>⑨ 「代替参照レート調整値」とは、ある利息計算期間につき、以下に定める値（正又は負のいずれもあり得る。）をいう。</p> <p>(a) 本項第8号(a)ないし(c)に定める場合 <u>[(同号但書が適用される場合を含む。以下、本号において同じ。)]</u> においては、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点において関連監督当局等により選択もしくは推奨されている、この場合に係る同号(a)ないし(c)の(i)のレート及び参照レートの差異を調整するための調整値又は調整方法により得られる値</p> <p>(b) 上記(a)により値を得られない場合又は本項第8号(d)に定める場合においては、貸付人が参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における関連監督当局等による推奨方法又は市場慣行を考慮の上で、この場合に係る同号(a)ないし(d)の(i)のレート及び参照レートの差異を調整するために適切と認める調整値又は調整方法により得られる値。</p> <p>⑩ 「本付随修正」とは、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における市場慣行に照らし代替参照レートへの変更を行うために合理的に必要な範囲の本契約の規定の変更（利息の計算方法、利息計算期間の定義、利率決定日、利払日及び営業日調整の内容に関する変更を含む。）をいう。</p> <p>⑪ 「LIBOR運営機関」とは、ICEベンチマーク・アドミニストレーション（ICE Benchmark Administration Limited）又は[ユーロ円LIBOR]の管理を承継するその他の者をいう。</p> <p>(2) 本契約の他の規定にかかわらず、参照レート移行事由又は早期移行事由が発生した場合には、以下の各号に定める時点以降に到来する基準金利決定時点における基準金利の決定に関し、参照レートが代替参照レートに変更されたものとして本契約の規定を適用する。</p> <p>① 参照レート移行事由が発生した場合</p> <p>(a) 公表中止事由が発生した場合 当該事由が発生し、かつ、実際にLIBOR運営機関による[ユーロ円LIBOR]の公表が中止された時点</p> <p>(b) 指標性喪失事由が発生した場合 当該事由が発生し、かつ、実際に[ユーロ円LIBOR]が金利指標性を失った時点</p> <p>② 早期移行事由が発生した場合 早期移行通知に記載された効力発生時点</p> <p>(3) 貸付人は、[ユーロ円LIBOR]に代わり第1項第8号(a)ないし(d)の各(i)に掲げるいずれかのレートでその時点で利用可能なもののうち、同号に定める優先順位により最も上位となるものを参照する規定を含む円建てのシンジケートローン取引又は相対ローン取引の実例（契約変更の結果かかる規定が定められた場合及び締結当初からかかる規定が定められた場合の双方を含む。）が市場に存在すると判断した場合は、かかる実例を勘案して参照レート移行事由の発生に基づく参照レートの変更の効力発生前に本契約に従い参照レートの変更を行うことを決定することができる。</p> <p>(4) 貸付人は、第2項に従った参照レートの変更が行われる場合には、本付随修正を行うことができる。本付随修正は、その内容を貸付人が借入人に書面により通知した場合において、当該書面に記載された効力発生時点をもって効力を生じるものとし、借入人はこれに予め同意する。</p> <p>(5) 貸付人は、(i)参照レート移行事由が発生した場合、(ii)第3項に従い早期移行決定を行った場合、(iii)第2項に従い参照レートの変更の効力が発生した場合、及び(iv)本付随修正を行った場合 <u>【もしくは第6項に従い本契約の修正を行った場合】</u>、速やかに借入人に通知する。</p> <p><u>[(6) 貸付人は、本契約に定められる基準貸付期間のうち一部の基準貸付期間に対応するテナーの[ユーロ円LIBOR]について第1項第4号(a)又は(b)に係る発表があった場合、本契約の基準貸付期間の定義から当該基準貸付期間を除外する修正を行うことができる。]</u></p> | <p>⑨ 「代替参照レート調整値」とは、ある利息計算期間につき、以下に定める値（正又は負のいずれもあり得る。）をいう。</p> <p>(a) 本項第8号(a)ないし(c)に定める場合においては、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点において関連監督当局等により選択もしくは推奨されている、この場合に係る同号(a)ないし(c)の(i)のレート及び参照レートの差異を調整するための調整値又は調整方法により得られる値</p> <p>(b) 上記(a)により値を得られない場合又は本項第8号(d)に定める場合においては、貸付人が参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における関連監督当局等による推奨方法又は市場慣行を考慮の上で、この場合に係る同号(a)ないし(d)の(i)のレート及び参照レートの差異を調整するために適切と認める調整値又は調整方法により得られる値。</p> <p>⑩ 「本付随修正」とは、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における市場慣行に照らし代替参照レートへの変更を行うために合理的に必要な範囲の本契約の規定の変更（利息の計算方法、利息計算期間の定義、利率決定日、利払日及び営業日調整の内容に関する変更を含む。）をいう。</p> <p>⑪ 「LIBOR運営機関」とは、ICEベンチマーク・アドミニストレーション（ICE Benchmark Administration Limited）又は[ユーロ円LIBOR]の管理を承継するその他の者をいう。</p> <p>(2) 本契約の他の規定にかかわらず、参照レート移行事由又は早期移行事由が発生した場合には、以下の各号に定める時点以降に到来する基準金利決定時点における基準金利の決定に関し、参照レートが代替参照レートに変更されたものとして本契約の規定を適用する。</p> <p>① 参照レート移行事由が発生した場合</p> <p>(a) 公表中止事由が発生した場合 当該事由が発生し、かつ、実際にLIBOR運営機関による[ユーロ円LIBOR]の公表が中止された時点</p> <p>(b) 指標性喪失事由が発生した場合 当該事由が発生し、かつ、実際に[ユーロ円LIBOR]が金利指標性を失った時点</p> <p>② 早期移行事由が発生した場合 早期移行通知に記載された効力発生時点</p> <p>(3) 貸付人は、[ユーロ円LIBOR]に代わり第1項第8号(a)ないし(d)の各(i)に掲げるいずれかのレートでその時点で利用可能なもののうち、同号に定める優先順位により最も上位となるものを参照する規定を含む円建てのシンジケートローン取引又は相対ローン取引の実例（契約変更の結果かかる規定が定められた場合及び締結当初からかかる規定が定められた場合の双方を含む。）が市場に存在すると判断した場合は、かかる実例を勘案して参照レート移行事由の発生に基づく参照レートの変更の効力発生前に本契約に従い参照レートの変更を行うことを決定することができる。</p> <p>(4) 貸付人は、第2項に従った参照レートの変更が行われる場合には、本付随修正を行うことができる。本付随修正は、その内容を貸付人が借入人に書面により通知した場合において、当該書面に記載された効力発生時点をもって効力を生じるものとし、借入人はこれに予め同意する。</p> <p>(5) 貸付人は、(i)参照レート移行事由が発生した場合、(ii)第3項に従い早期移行決定を行った場合、(iii)第2項に従い参照レートの変更の効力が発生した場合、及び(iv)本付随修</p> | <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> |

(2) 修正アプローチ

| 新<改訂版 (2021年1月29日)> | 旧<補訂版 (2020年7月22日)> | 備考 |
|--|---|---|
| <p>第●条 (参照レートの変更)</p> <p>(1) 次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本条において次に定める意味を有する。</p> <p>① 「関連監督当局等」とは、[ユーロ円LIBOR]に関して以下のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(a) LIBOR運営機関の監督当局</p> <p>(b) LIBOR運営機関の監督当局が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体</p> <p><u>(c) 日本銀行が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体</u></p> <p><u>①-2「基準貸付期間」とは、基準金利を設定する指標とするため、借入申込書に記載される期間をいう。</u></p> <p>② 「基準金利決定時点」とは、本契約に従い基準金利が決定される時点をいう。</p> <p>③ 「参照レート」とは、本契約上基準金利の決定において参照されるレートである[ユーロ円LIBOR]をいう。</p> <p>④ 「参照レート移行事由」とは、以下のいずれかに該当する事由をいう。</p> <p>(a) LIBOR運営機関、又は、LIBOR運営機関の監督当局、LIBOR運営機関の破綻・解散処理当局もしくはLIBOR運営機関に対する破綻・解散処理権限を有する管轄裁判所が、LIBOR運営機関が[<u>全ての基準貸付期間に対応するテナーの</u>][ユーロ円LIBOR]の公表を他者に承継することなく恒久的に中止する予定である旨又は中止した旨を公表した場合（以下「公表中止事由」という。）</p> <p>(b) LIBOR運営機関の監督当局が、[<u>全ての基準貸付期間に対応するテナーの</u>][ユーロ円LIBOR]が金利指標性（金利の決定に際して参照されるべき指標としての有用性をいう。以下同じ。）を失う予定である旨又は失った旨を公表した場合（以下「指標性喪失事由」という。）</p> <p>⑤ 「早期移行決定」とは、第3項に従った貸付人による決定をいう。</p> <p>⑥ 「早期移行事由」とは、貸付人が早期移行通知を行った[場合において、貸付人が借入人から書面による異議を受領せずに当該通知から[5/10]営業日が経過した]ことをいう。</p> <p>⑦ 「早期移行通知」とは、貸付人が早期移行決定を行った場合において、第5項(ii)に従い借入人に対し早期移行決定の内容（参照レートの変更の効力発生日及び代替参照レートを含む。）を告知するために行う書面による通知をいう。</p> <p>⑧ 「代替参照レート」とは、(i)参照レートを代替すべきレートとして貸付人が借入人に対し関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮して提案するレート及び(ii)代替参照レート調整値の合計値をいう。</p> <p>⑨ 「代替参照レート調整値」とは、ある利息計算期間につき、貸付人が参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における関連監督当局等による推奨方法又は市場慣行を考慮の上で、本項第8号(i)のレート及び参照レートの差異を調整するために適切と認める調整値又は調整方法により得られる値（正又は負のいずれもあり得る。）をいう。</p> <p>⑩ 「本付随修正」とは、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における市場慣行に照らし代替参照レートへの変更を行うために合理的に必要な範囲の本契約の規定の変更（利息の計算方法、利息計算期間の定義、利率決定日、利払日及び営業日調整の内容に関する変更を含む。）をいう。</p> <p>⑪ 「LIBOR運営機関」とは、ICEベンチマーク・アドミニストレーション（ICE Benchmark Administration Limited）又は[ユーロ円LIBOR]の管理を承継するその他の者をいう。</p> | <p>第●条 (参照レートの変更)</p> <p>(1) 次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本条において次に定める意味を有する。</p> <p>① 「関連監督当局等」とは、[ユーロ円LIBOR]に関して以下のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(a) LIBOR運営機関の監督当局</p> <p>(b) LIBOR運営機関の監督当局が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体</p> <p>② 「基準金利決定時点」とは、本契約に従い基準金利が決定される時点をいう。</p> <p>③ 「参照レート」とは、本契約上基準金利の決定において参照されるレートである[ユーロ円LIBOR]をいう。</p> <p>④ 「参照レート移行事由」とは、以下のいずれかに該当する事由をいう。</p> <p>(a) LIBOR運営機関、又は、LIBOR運営機関の監督当局、LIBOR運営機関の破綻・解散処理当局若しくはLIBOR運営機関に対する破綻・解散処理権限を有する管轄裁判所が、LIBOR運営機関が[ユーロ円LIBOR]の公表を他者に承継することなく恒久的に中止する予定である旨又は中止した旨を公表した場合（以下「公表中止事由」という。）</p> <p>(b) LIBOR運営機関の監督当局が、[ユーロ円LIBOR]が金利指標性（金利の決定に際して参照されるべき指標としての有用性をいう。以下同じ。）を失う予定である旨又は失った旨を公表した場合（以下「指標性喪失事由」という。）</p> <p>⑤ 「早期移行決定」とは、第3項に従った貸付人による決定をいう。</p> <p>⑥ 「早期移行事由」とは、貸付人が早期移行通知を行った[場合において、貸付人が借入人から書面による異議を受領せずに当該通知から[5/10]営業日が経過した]ことをいう。</p> <p>⑦ 「早期移行通知」とは、貸付人が早期移行決定を行った場合において、第5項(ii)に従い借入人に対し早期移行決定の内容（参照レートの変更の効力発生日及び代替参照レートを含む。）を告知するために行う書面による通知をいう。</p> <p>⑧ 「代替参照レート」とは、(i)参照レートを代替すべきレートとして貸付人が借入人に対し関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮して提案するレート及び(ii)代替参照レート調整値の合計値をいう。</p> <p>⑨ 「代替参照レート調整値」とは、ある利息計算期間につき、貸付人が参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における関連監督当局等による推奨方法又は市場慣行を考慮の上で、本項第8号(i)のレート及び参照レートの差異を調整するために適切と認める調整値又は調整方法により得られる値（正又は負のいずれもあり得る。）をいう。</p> <p>⑩ 「本付随修正」とは、参照レート移行事由又は早期移行事由の発生時点における市場慣行に照らし代替参照レートへの変更を行うために合理的に必要な範囲の本契約の規定の変更（利息の計算方法、利息計算期間の定義、利率決定日、利払日及び営業日調整の内容に関する変更を含む。）をいう。</p> <p>⑪ 「LIBOR運営機関」とは、ICEベンチマーク・アドミニストレーション（ICE Benchmark Administration Limited）又は[ユーロ円LIBOR]の管理を承継するその他の者をいう。</p> | <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> |

| 新<改訂版(2021年1月29日)> | 旧<補訂版(2020年7月22日)> | 備考 |
|---|--|-------------------------|
| <p>(2) 本契約の他の規定にかかわらず、貸付人は、参照レート移行事由又は早期移行事由が発生した場合には、以下の各号に定める時点以降に到来する基準金利決定時点における基準金利の決定に関し、参照レートを代替参照レートに変更するための本契約の変更を行う旨を借入人に提案することができる。借入人は、かかる提案について、誠実に協議に応ずるものとし、当該提案を合理的な理由なく拒絶することができない。</p> <p>① 参照レート移行事由が発生した場合</p> <p>(a) 公表中止事由が発生した場合 当該事由が発生し、かつ、実際にLIBOR運営機関による[ユーロ円LIBOR]の公表が中止された時点</p> <p>(b) 指標性喪失事由が発生した場合 当該事由が発生し、かつ、実際に[ユーロ円LIBOR]が金利指標性を失った時点</p> <p>② 早期移行事由が発生した場合 早期移行通知に記載された効力発生時点</p> <p>(3) 貸付人は、[ユーロ円LIBOR]に代わるレートを参照する規定を含む円建てのシンジケートローン取引又は相対ローン取引の実例（契約変更の結果かかる規定が定められた場合及び締結当初からかかる規定が定められた場合の双方を含む。）が市場に存在すると判断した場合は、かかる実例を勘案して参照レート移行事由の発生に基づく参照レートの変更の効力発生前に本契約に従い参照レートの変更を行うことを提案する旨を決定することができる。</p> <p>(4) 貸付人は、第2項に従った参照レートの変更が行われる場合には、本付随修正を行うことができる。本付随修正は、その内容を貸付人が借入人に書面により通知した場合において、当該書面に記載された効力発生時点をもって効力を生じるものとし、借入人はこれに予め同意する。</p> <p>(5) 貸付人は、(i)参照レート移行事由が発生した場合、(ii)第3項に従い早期移行決定を行った場合、(iii)第2項に従い参照レートの変更の効力が発生した場合、及び(iv)本付随修正を行った場合 <u>もしくは第6項に従い本契約の修正を行った場合</u>、速やかに借入人に通知する。</p> <p><u>[(6) 貸付人は、本契約に定められる基準貸付期間のうち一部の基準貸付期間に対応するテナーの[ユーロ円LIBOR]について第1項第4号(a)又は(b)に係る発表があった場合、本契約の基準貸付期間の定義から当該基準貸付期間を除外する修正を行うことができる。]</u></p> | <p>(2) 本契約の他の規定にかかわらず、貸付人は、参照レート移行事由又は早期移行事由が発生した場合には、以下の各号に定める時点以降に到来する基準金利決定時点における基準金利の決定に関し、参照レートを代替参照レートに変更するための本契約の変更を行う旨を借入人に提案することができる。借入人は、かかる提案について、誠実に協議に応ずるものとし、当該提案を合理的な理由なく拒絶することができない。</p> <p>① 参照レート移行事由が発生した場合</p> <p>(a) 公表中止事由が発生した場合 当該事由が発生し、かつ、実際にLIBOR運営機関による[ユーロ円LIBOR]の公表が中止された時点</p> <p>(b) 指標性喪失事由が発生した場合 当該事由が発生し、かつ、実際に[ユーロ円LIBOR]が金利指標性を失った時点</p> <p>② 早期移行事由が発生した場合 早期移行通知に記載された効力発生時点</p> <p>(3) 貸付人は、[ユーロ円LIBOR]に代わるレートを参照する規定を含む円建てのシンジケートローン取引又は相対ローン取引の実例（契約変更の結果かかる規定が定められた場合及び締結当初からかかる規定が定められた場合の双方を含む。）が市場に存在すると判断した場合は、かかる実例を勘案して参照レート移行事由の発生に基づく参照レートの変更の効力発生前に本契約に従い参照レートの変更を行うことを提案する旨を決定することができる。</p> <p>(4) 貸付人は、第2項に従った参照レートの変更が行われる場合には、本付随修正を行うことができる。本付随修正は、その内容を貸付人が借入人に書面により通知した場合において、当該書面に記載された効力発生時点をもって効力を生じるものとし、借入人はこれに予め同意する。</p> <p>(5) 貸付人は、(i)参照レート移行事由が発生した場合、(ii)第3項に従い早期移行決定を行った場合、(iii)第2項に従い参照レートの変更の効力が発生した場合、及び(iv)本付随修正を行った場合、速やかに借入人に通知する。</p> | <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> |

以上